

# 全養協通信

平成26年8月8日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp/>

「全養協通信」は、全国の会員施設にお送りしています

## 《トピックス》

1. 児童相談所での児童虐待相談対応件数は73,765件(速報値)
2. 全社協・全養協からのお知らせ

## 《同封物一覧(会員施設)》

1. 平成26年度全国児童養護施設協議会便覧(全養協情報NO.34)
2. 社会福祉法人の「経営情報」の公開義務化について(パンフレット) ※2部
3. 第23回雨宮児童福祉財団修学助成金申請要項
4. 平成26年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料(抜粋)
5. 子育て支援フォーラムin兵庫(チラシ)

## 1. 児童相談所での児童虐待相談対応件数は73,765件(速報値)

8月4日、厚労省は全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議を開催し、児童相談所での昨年度児童虐待相談対応件数を公表しました。それによると、児童虐待相談対応件数は、前年度(66,701件)を大きく上回る73,765件(速報値)で、過去最多となりました。また、調査を開始した平成2年度より23年連続での増加となり、初めて7万件を超えました。

厚労省は対応件数増加の原因について、虐待そのものが依然として減らないことに加え、「社会的な関心の高まりや警察との連携が進み、通報で発覚するケースが増えたため」と説明しています。更に、虐待を受けた子どものきょうだいや、DVを目撃した子どもについて、「心理的虐待」があったと認定する動きが広がっていることも、件数の増加につながったと分析しています。これらを踏まえ、厚労省は児童相談所のさらなる質の向上も含め、児童福祉司等の配置整備を検討していきたいと、会議の場で発言しています。

■児童相談所での児童虐待相談対応件数等(厚労省ホームページ)

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000052785.html>)

## 2. 全社協・全養協からのお知らせ

### (1)「児童養護施設(社会福祉法人)運営・情報開示等強化セミナー」のご案内

前号(NO.258)にて、標記セミナーのご案内(開催要綱)をお送りしています。現在、参加申込みを受付けておりますので、各施設からの積極的なご参加をお願いいたします。

開催日	9月30日(火)
会場	全国社会福祉協議会・会議室(東京都千代田区)
定員	100名
参加対象	施設長、事務員、法人役員等
申込締切	9月8日(月)

## (2)「第23回雨宮児童福祉財団修学助成金」は、9月1日より受付開始

公益財団法人雨宮児童福祉財団は、児童福祉施設等を利用している児童が進学を希望し、専門学校、大学、短大等に入学する場合の修学助成金としての入学金助成を本年度も実施します。詳細は、同封の申請要項をご参照ください。

なお、受付開始は9月1日からとなりますので、申請手続きの際、くれぐれもご注意ください。

対象	平成27年3月に高校卒業後、大学・短大・専門学校・専修学校に進学する方のうち、 <u>他の助成団体等から返済義務のない入学金の助成を受けていない方。</u> ※入学金を免除された方および入学金のない方は対象外
助成内容	入学金のみ (※返済義務なし)
申請受付	平成26年9月1日(月)開始
申請締切	【一次締切】平成26年10月31日(金) 必着 【最終締切】平成26年11月25日(火) 消印有効

## (3)第68回全国児童養護施設長研究協議会を開催(10/28～30・京都府)

10月28日(火)～30日(木)の3日間、京都府京都市の「ANAクラウンプラザホテル京都」他にて、「第68回全国児童養護施設長研究協議会(京都大会)」を開催します。全国の施設長や職員をはじめ、多くの関係者の皆様の積極的なご参加をお待ちしています。

なお、各施設へのご案内は、8月中旬にお送りいたします。

## (4)社会福祉法人の「経営情報」公開義務化に係るパンフレット

全社協の施設協連絡会は、このたび社会福祉法人に義務づけられた財務諸表等の公開について、その理解と対応をはかるためのパンフレットを作成しました(前号・NO.258参照)。本会ホームページにも掲載しておりますので、各法人・施設においてご活用くださいますようお願いいたします。

■全養協ホームページ(パンフレット) (<http://www.zenyokyo.gr.jp/kaitei.htm>)

## (5)新規開設施設の情報をお知らせください

新規開設した施設(予定含む)の情報がございましたら、都道府県協議員を通じ、事務局までお知らせください。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。